

# お知らせ

**中学生の通院医療費3分の2の助成を開始します**

問 保険年金課 ☎ (55)7-1119

子ども医療費助成拡大により、8月診療分から、中学生(15歳になる年の年度末まで)の通院医療費(保険診療)の自己負担額の内3分の2を助成します。医療機関などを受診し自己負担額を支払った後で、申請により後日、口座へ振り込みます。(入院医療費は従来通り全額助成されます。)

▼**持ち物**/ 診療用ごとで医療機関ごとにまとめて、申請してください。

①医療機関が発行した領収書(診療点数、支払金額、受診者名、受診日が記載されているもの)

②健康保険証

③印鑑(朱肉使用のもの)

④振込先口座の通帳

⑤高額療養費、補装具などに該当する場合は、支給決定通知書

▼**申請先**/ 保険年金課または各支所  
愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者等手当に関する  
所得状況届・現況届お忘れなく  
問 社会福祉課 ☎ (55)7-1115

▼**届出期間**/ 8月1日(水)~31日(金)  
身体または知的に重度の障害のある在宅の方に対する手当です。主に身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の方に支給されます。

**[特別障害者等手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当)]**  
身体または知的に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の方に、障害の程度によって支給される手当です。

▼**届出期間**/ 8月10日(金)~9月11日(火)  
※各手当には、所得状況届などを提出することとが義務づけられています。該当者には、個別に通知します。

※この届を提出しないと、該当しても手当が支給されなくなりますので、必ず提出してください。

※愛知県在宅重度障害者手当および特別障害者手当は、3か月継続入院をされると受給資格が喪失します。該当の場合は、届け出してください。

▼**提出場所**/ 社会福祉課または各支所

**下水道事業受益者負担金等の納付通知書を送付します**

問 下水道課 ☎ (55)7-1224

▼**対象**/ 下水道が整備された区域内の土地の受益者となる方

▼**納付方法**/ 分割払いまたは一括払いの2種類の納付通知書が届きますので、どちらかを選択し、納付してください。

▼**分割払いの場合**/ 3年間で12回に分けて(1年に第1期から第4期の計4回)納める方法。ただし、納付額が1万2千円未満の場合は、初年度の4回で納付

・「期別用」の納付通知書で各納付期間に納めてください。なお、2年目と3年目の納付通知書は各年度に送付します。  
・口座振替の方は、各期の最終日に引き落としされます。

▼**納付期間**/

第1期	8月1日~31日
第2期	10月1日~31日
第3期	12月3日~平成31(2019)年1月4日
第4期	平成31(2019)年2月1日~28日

【括弧の場合は】

【全期用】の納付書で8月31日(金)までに納めてください。

※口座振替の方は、8月31日(金)に引き落としされます。

▼**納付場所**/ 納付通知書の裏面に記載

されている指定金融機関、市役所、各支所

※ゆうちょ銀行、郵便局は、愛知・岐阜・

三重および静岡県内に限る。  
受益者負担金等は、下水道整備費の一部にあてる貴重な財源です。  
皆様のご協力をお願いします。

▼**宅内排水接続工事のお願い**  
公共下水道および農業集落排水の供用開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、1日も早い切り替えをお願いします。

▼**個人事業税の第1期分納期限は8月31日(金)です**

問 西尾張県税事務所県民税・事業税第一グループ ☎ 0586(45)3169

8月中旬に県から納税通知書を送付します。今年度から、納税通知書に第1期分と第2期分の納付書を同封して送付しますので、お間違えのないように注意してください。

納付場所および納税方法は次のとおりです。

- ・金融機関・県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店
- ・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットネットバンキングまたはATM
- ・インターネットでのクレジットカードによる納付

領収証書が必要な方は金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。金融機関の窓口で手続きできます。

市役所 ☎ 496-8555(住所不要) FAX(26)1011 □ <http://www.cityaisai.lg.jp/>